

本人不在時の揶揄・侮辱はハラスメントか？

「陰口」や「悪口」は、多くの職場で見聞きする。しかし、本人がいない場所での揶揄や侮辱的な発言は、法的に「ハラスメント」として問題になり得るのか。直接聞かされていなければ精神的な苦痛はないと考えられるが、果たしてそうなのか？

本人不在時の不適切な言動がハラスメント（不法行為）と認定された裁判例（東京高裁 5.10.25 医療法人社団Bテラス事件）から実務上の注意点を考える。

■東京高等裁判所の判断

- ①秘密録音の証拠能力
- ②認定された陰口（悪口）の内容
- ③不法行為の成否

（中略）以下は、会員用ホームページに掲載。

■実務上の注意点

（中略）以下は、会員用ホームページに掲載。